

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和四年三月十七日

同	同	同	広島県監査委員
緒	方	直	之
桑	木	良	典
奥	兆	生	
川	上	俊	幸